



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年 2月23日火曜日 第2143号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則... 116

### 告 示

指定養育医療機関の辞退..... 131  
 特定計量器の定期検査の実施..... 131  
 飼料の試験結果の概要..... 132  
 同意の成立（漁獲共済）..... 133  
 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 133  
 公共測量の実施の通知..... 133  
 基本測量の終了の通知..... 133

道路の供用開始（県道松山北条線）..... 134  
 道路の供用開始（県道蔵川大谷線）..... 134

### 教育委員会告示

愛媛県指定無形民俗文化財の指定..... 134

### 正 誤

平成22年 2月12日付け第2140号愛媛県告示第 163号（土地区画整理組合の設立の認可）中..... 134  
 平成22年 2月16日付け第2141号愛媛県告示第 171号（解除予定保安林にする旨の通知）中..... 134

## 規 則

### ○愛媛県規則第 1 号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助の条件）</p> <p><b>第2条</b> 知事は、第1条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金</u></p> <p>_____の貸付けの決定に当たっては、必要に応じて、関係行政機関の職員、社会福祉協議会役員及び職員、民生委員_____、医師、弁護士_____、愛媛県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の委員、学識経験者等をもつて構成する貸付審査等運営委員会に諮ること。</p> <p>(3) <u>不動産担保型生活資金の貸付けの決定に当たっては、関係行政機関の職員、社会福祉協議会役員及び職員、民生委員、医師、弁護士、不動産鑑定士等をもつて構成する不動産担保型生活資金審査委員会に諮ること。ただし、前号の貸付審査等運営委員会に諮ることをもつて代えることができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>別表第1から別表第3までに規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「総合支援資金等貸付事業」という。）及び</u></p> <p>_____別表第4に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業」という。）について、それぞれ特別会計を設けること。</p>	<p>（補助の条件）</p> <p><b>第2条</b> 知事は、第1条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>更生資金（生業費に限る。）、福祉資金（住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）を譲り受けるのに必要な経費に係る福祉費に限る。）及び長期生活支援資金の貸付けの決定に当たっては_____、社会福祉協議会役員及び職員、民生委員、関係行政機関の職員、医師、弁護士、<u>不動産鑑定士、愛媛県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の委員、学識経験者等をもつて構成する貸付審査等運営委員会に諮ること。</u></u></p> <p>(3) <u>別表第1及び別表第2_____に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「更生資金等貸付事業_____」という。）別表第3に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「離職者支援資金貸付事業」という。）並びに別表第4に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業_____」という。）について、それぞれ特別会計を設けること。</u></p>

(5) 総合支援資金等貸付事業又は要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業 \_\_\_\_\_ を廃止したときは、別に定めるところにより、補助金（事務費を除く。）を返還すること。

(6) 省略

（申請手続）

第3条 社会福祉協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 生活福祉資金欠損補てん金及び事務費支出予定書 \_\_\_\_\_

(4)・(5) 省略

（報告書の提出）

第4条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、総合支援資金等貸付事業及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業 \_\_\_\_\_ について、それぞれ事業年度ごとに貸付業務成績書、特別会計歳入歳出決算書、事務費歳入歳出決算書その他事業の実施状況に関する報告書を知事に提出しなければならない。

別表第1（第2条関係）

総合支援資金の貸付基準

1 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、失業者等のある世帯その他日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために就労支援、家計指導等の継続的な相談支援並びに生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 低所得世帯（資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより自立生活できると認められる世帯であつて、自立生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるものをいう。以下同じ。）であつて、収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となつていること。
(2) 資金の貸付けを受けようとする者（以下この表において「借入申込者」という。）の本人確認が可能であること。
(3) 現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
(4) 社会福祉協議会及び市の福祉事務所、公共職業安定所その他の関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
(5) 社会福祉協議会が貸付けを行い、及び市の福祉事務所、公共職業安定所その他の関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、貸付金の償還が見込めること。
(6) 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

2 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

Table with 6 columns: 貸付金の種類, 対象経費, 区分, 限度額, 償還期間(据置期間を除く。), 据置期間. Row 1: 1 生活支援費, 生活再建までの間に必要な生活費用, 2人以上の世帯, 月額200,000円以内(貸付金を交付する期間(以下この表において「貸付期間」という。))は、, 20年以内, 最終貸付日から6月以内

(4) 更生資金等貸付事業、離職者支援資金貸付事業又は要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業を廃止したときは、別に定めるところにより、補助金（事務費を除く。）を返還すること。

(5) 省略

（申請手続）

第3条 社会福祉協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 生活福祉資金欠損補てん金及び事務費支出予定書（離職者支援資金貸付事業にあつては、生活福祉資金事務費支出予定書） \_\_\_\_\_

(4)・(5) 省略

（報告書の提出）

第4条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、更生資金等貸付事業、離職者支援資金貸付事業及び要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業について、それぞれ事業年度ごとに貸付業務成績書、特別会計歳入歳出決算書、事務費歳入歳出決算書その他事業の実施状況に関する報告書を知事に提出しなければならない。

別表第1（第2条関係）

生活福祉資金（長期生活支援資金、離職者支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金を除く。）の貸付基準

(1) 貸付対象

- 1 更生資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。
ア 低所得世帯（資金の貸付けに併せて必要な援助及び指導を受けることにより自立生活できると認められる世帯であつて、自立生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるものをいう。以下この表において同じ。）
イ 障害者世帯（2イに規定する障害者の属する世帯をいう。）
2 福祉資金及び療養・介護等資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。
ア 低所得世帯
イ 障害者世帯（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下この表において「身体障害者」という。）療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（療養・介護等資金（介護等費に限る。）にあつては、これと同程度と認められる者を含む。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（療養・介護等資金（介護等費に限る。）にあつては、これと同程度と認められる者を含む。）（以下この表においてこれらの者を「障害者」という。）の属する世帯をいう。以下この表において同じ。）
ウ 高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の属する世帯をいう。以下この表において同じ。）
3 修学資金、緊急小口資金及び災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得世帯とする。
4 自立支援対応資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯であつて、自立支援プラン（セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する自立支援プランをいう。）に基づき継続的な支援を受けるものとする。

(2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

					貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間(据置期間を除く。)	据置期間
			12月以内。ただし、当該期間内であつても、資金の貸付けを受けた者(以下この表において「借受人」という。)が自立した生活を営むことが可能となつた場合には、貸付けを行わないものとする。)					2,800,000円以内。ただし、障害者世帯にあつては、4,600,000円以内	7年以内。ただし、障害者世帯にあつては、9年以内	1年以内。ただし、障害者世帯にあつては、1年6月以内
			単身世帯					月額150,000円以内(貸付期間は、12月以内。ただし、当該期間内であつても、借受人が自立した生活を営むことが可能となつた場合には、貸付けを行わないものとする。)	習得期間が6月を超えない場合	1,100,000円以内。ただし、障害者世帯にあつては、1,300,000円以内
2	住宅 入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	同上	6月以内。ただし、生活支援費と併せて貸し付けている場合にあつては、生活支援費の最終貸付日から6月以内	低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要な経費	習得期間が6月を超える場合(法令等において、習得期間を6月以上と定められている場合に限る。)	上欄に掲げる額のほか、6月を超え3年以内の期間につき月額150,000円以内		
3	一時 生活再 建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内	同上	同上	ア 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 イ 機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ウ 住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備又は暖房設備を設けるのに必要な経費		500,000円以内。ただし、住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な場合にあつては、2,500,000円以内	3年以内。ただし、住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な貸付けにあつては、7年以内	6月以内
3 貸付利子					連帯保証人を立てる場合にあつては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあつては据置期間経過後年1.5パーセントとする。					

4 貸付けの特例

知事が特に必要と認める場合において貸付金の限度額、償還期間、据置期間及び利率につき特別の定めをしたときは、これによつて貸付けを行うものとする。

5 貸付方法

原則として、生活支援費については月ぎめの方法により、住宅入居費については一括の方法により、一時生活再建費については一括又は分割若しくは月ぎめの方法によるものとする。

6 償還方法

年賦、半年賦又は月賦とする。

7 連帯保証人

(1) 借入申込者は、原則として連帯保証人1人を立てるものとする。この場合において、借受人又は借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の連帯保証人となることはできない。

(2) 連帯保証人は、借受人と別世帯に属する者であつて、原則として県内に居住する者とする。ただし、貸付対象世帯の状況から県内に居住する連帯保証人が得られない場合は、この限りでない。

8 延滞利子

(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

9 貸付金の償還猶予

(1) 借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由のため、定められた償還期限までに貸付元金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元金の支払を猶予することができる。

(2) 貸付元金の支払を猶予した場合であつても、借受人が仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始（以下「破産手続開始等」という。）の申立てを受け、又は破産手続開始等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、支払の猶予を取り消すことができる。

10 償還免除

借受人の死亡その他やむを得ない事由により貸付元金（延滞利子を含む。）を支払うことができなくなつたと認められるときは、貸付元金（延滞利子を含む。）の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

工 住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費

オ 低所得世帯に属する者又は障害者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費（以下「支度費」という。）

カ アからオまでに掲げるもののほか、帰省費用、年金の掛金等低所得世帯の日常生活上一時的に必要なと認められる経費

(2) 障害者等福祉用具購入費

障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費

1,700,000円以内

8年以内

同上

(3) 障害者自動車購入費

障害者が自動車運転免許を取得した場合であつて、当該障害者自らが運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜若しくは社会参加の促進を図るために運転する自動車の購入を行うのに必要な経費

2,500,000円以内

同上

同上

	(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）第9条の規定に基づき、国民年金の旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者が、当該期間について保険料の追納を行う場合において、当該追納に要する経費		4,704,000円以内	10年以内	同上	
3 — 修 学 資 金	(1) 修学費	高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する高等学校並びに中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）大学（法に規定する大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）又は高等専門学校（法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）に就学するのに必要な経費	高等学校に就学する者	月額35,000円以内	20年以内	学校卒業後6月以内
			高等専門学校に就学する者	月額60,000円以内		
			短期大学（法に規定する短期大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）に就学する者	同上		
	(2) 就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		500,000円以内	同上	同上

4 — 療 養 ・ 介 護 等 資 金	(1) 療 養 費	低所得世帯に 属する者及び 高齢者の負傷 又は疾病の療 養に必要な経 費（当該療養 に必要な経費 のうち、1年 （特に必要と 認められる場 合は、1年6 月）以内の期 間に係るもの に限る。）及 び負傷又は疾 病の療養をし ている期間 （以下「療養 期間」とい う。）中の生 計を維持する ために必要な 経費	療養期 間が1 年を超 えない 場合	1,700, 000円 以内	5年以 内	6月以 内
		療養期 間が1 年を超 え1年 6月以 内の場 合	2,300, 000円 以内			
	(2) 介 護等 費	低所得世帯に 属する者、障 害者及び高齢 者が介護保険 法（平成9年 法律第123号） による介護給 付（同法によ る予防給付を 含む。以下同 じ。）の対象 となる介護 サービスを受 けるのに必要 な経費（当該 介護サービス を受けるのに 必要な経費の うち、1年 （特に必要と 認められる場 合は、1年6 月）以内の期 間に係るもの に限る。）、 障害者自立支 援法（平成17 年法律第123 号）の対象と なる障害福祉 サービス若し くは自立支援 医療の受給又 は補装具の購 入若しくは修	介護サ ービス 受給期 間又は 障害福 祉サー ビス等 受給期 間 が1 年を超 えない 場合	1,700, 000円 以内	同上	同上
			介護サ ービス 受給期 間又は 障害福 祉サー ビス等 受給期 間 が1 年を超 え1年 6月以 内の場 合	2,300, 000円 以内		

理(以下「障害福祉サービス等」という。)のために必要な経費(当該障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費のうち、1年(特に必要と認められる場合は、1年6月)以内の期間に係るものに限る。)及び介護給付の対象となる介護サービスを受ける期間(以下「介護サービス受給期間」という。)中又は障害福祉サービス等を受ける期間(以下「障害福祉サービス等受給期間」という。)中の生計を維持するために必要な経費

5 緊急小  
口資金

次に掲げる緊急かつ一時的に生計の維持が困難となつた場合に必要な経費  
 (1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき。  
 (2) 給与等の盗難又は紛失によつて生活費が必要なとき。  
 (3) 火災等被災によつて生活費が必要なとき。  
 (4) その他前3号に掲げるものと同等のやむを得ない事由によるとき。

100,000円以内

4月以内。ただし、50,000円を超える貸付けにあつては、8月以内

2月以内

6 災害援 護資金	災害を受けた ことによる困 窮から自立更 生するのに必 要な経費		1,500, 000円 以内	7年以 内	1年以 内
7 自立支 援対応資 金	自立支援ブラ ン実行中に必 要な経費		月額10 0,000 円以内	同上	2月以 内

(3) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦とする。

(4) 貸付利子

据置期間後年3パーセントとする。ただし、修学資金及び療養・介護等資金の貸付金については、無利子とする。

(5) 延滞利子

1 貸付金の貸付を受けた者が、支払期日までに償還金を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 1により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(6) 償還金の支払猶予

借受人が次のいずれかに該当する場合には、借受人の申請に基づき借受人に対し償還金の支払を猶予することができる。この場合において、猶予された期間に係る貸付金の利子は、徴収しないものとする。

(一) 借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になつたと認められる場合

(二) 修学資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより入学又は修学をした者が第2号の表修学資金の項対象経費の欄に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学している場合

(7) 償還金の支払免除

借受人の死亡その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

(8) 貸付けの特例

知事が特に必要と認める場合において貸付金の限度額、償還期間、据置期間及び利率につき特別の定めをしたときは、これによつて貸付けを行うものとする。

(9) 連帯保証人

1 資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人1人以上を立てるものとする。

2 1にかかわらず、連帯債務を負担する借受人(以下「連帯借受人」という。)がいるときは、原則として連帯保証人を必要としない。ただし、社会福祉協議会会長(以下「社協会長」という。)が特に必要と認める場合は、連帯保証人を立てるものとする。

3 1及び2ただし書にかかわらず、緊急小口資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を必要としない。

別表第2(第2条関係)

福祉資金及び教育支援資金の貸付基準

1 貸付対象

別表第2(第2条関係)

長期生活支援資金の貸付基準

(1) 貸付対象

(1) 福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。

ア 低所得世帯

イ 障害者世帯（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（現に障害者自立支援法（平成17年法律第123号）によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者を含む。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現に障害者自立支援法によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者を含む。）の属する世帯をいう。）

ウ 高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯をいう。以下同じ。）であつて、日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯

(2) 教育支援資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得世帯とする。

2 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間（据置期間を除く。）	据置期間
1 一 福祉資金	(1) 福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用		5,800,000円以内。 なお、資金目的に応じた貸付上限額の目安は、別に定めるものとする。	20年以内	6月以内。ただし、分割による交付の場合にあつては、最終貸付日から6月以内
	(2) 緊急小口資金 次に掲げる事由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となつた場合に必要となる費用 ア 医療費 又は介護費の支払等臨時の生活費が必要となるとき。 イ 給与等の盗難又は紛失によつて生活費が必要となるとき。		100,000円以内	8月以内	2月以内

資金の貸付けの対象となる世帯は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 資金の貸付けを受けようとする者（以下この表において「借入申込者」という。）が単独で所有している不動産（同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産を含む。）に居住している世帯であること。

イ 借入申込者が居住している不動産に賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利又は抵当権その他の担保権が設定されていないこと。

ウ 借入申込者が居住している不動産に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。

エ 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること。

オ 借入申込者の属する世帯が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない程度の低所得世帯であること。

(2) 貸付期間

貸付元金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）が貸付限度額に達するまでの期間とする。

(3) 貸付限度額

借入申込者が現に居住している建物及び土地（以下この表において「本件不動産」という。）のうち、土地（以下「本件土地」という。）の評価額に基づき定める額とする。ただし、1月当たりの貸付額は、原則として30万円以内とする。

(4) 貸付方法

原則として3月ごとに交付する。

(5) 貸付元金の償還期限

資金の貸付けに係る契約（以下この表において「貸付契約」という。）の終了時とする。

(6) 貸付利子

1 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。

2 貸付利率は、年度ごとに、年3パーセント又は当該年度の4月1日（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）における銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定める率とする。

(7) 延滞利子

1 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに償還金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるとき、及び償還のためにする本件不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

2 1により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(8) 償還の担保措置

1 借入申込者は、社会福祉協議会のために本件不動産に根抵当権を設定し、登記をするものとする。

2 借入申込者は、本件不動産に関し代物弁済の予約に応じ、所有権移転請求権保全のための仮登記をするものとする。

3 借入申込者は、その推定相続人の中から連帯保証人1人を立てるものとする。

		ウ 火災等被災によつて生活費が必要などとき。 エ その他アからウまでに掲げる事由と同等のやむを得ない事由によるとき。				
2 — 教 育 支 援 資 金	(1) 教 育 支 援 費	高等学校 (学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。))に規定する高等学校並びに中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。) 大学(法に規定する大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。)	高等学校に就学者	月額35,000円以内	20年以内	学校卒業後6月以内
		又は高等専門学校(法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。)に就学するのに必要な経費	高等専門学校に就学者	月額60,000円以内		
	(2) 就 学 支 度 費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	大学(短期大学を除く。)に就学者	月額65,000円以内	同上	同上

- 4 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担する。
  - 5 連帯保証人の責任は、借入申込者が本件不動産に設定した根抵当権の極度額を限度とする。
  - 6 借入申込者は、貸付契約を締結することに関し、その連帯保証人以外の推定相続人の同意を得るよう努めるものとする。
- (9) 土地の再評価
- 1 社協会長は、単位期間ごとに本件土地の再評価を行うものとする。
  - 2 社協会長は、滅失、損壊その他の事由によつて本件土地の価値が著しく減少したおそれがあると認めるときは、本件土地の再評価を行うものとする。
  - 3 社協会長は、1及び2により本件土地の再評価を行った場合において、必要があると認めるときは、借受人に対し、貸付限度額の変更を求めるものとする。
- (10) 契約の終了
- 貸付契約は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。ただし、(11)の規定に基づく貸付契約の承継が行われた場合は、この限りでない。
- 1 借受人(連帯借受人がいる場合は、借受人及び連帯借受人)が死亡したとき。
  - 2 社協会長が貸付契約を解約したとき。
  - 3 借受人が貸付契約を解約したとき。
- (11) 貸付契約の承継
- 1 借受人が死亡した場合であつて、次のいずれにも該当するときは、借受人の配偶者は、借受人の死亡後3月内に限り、社協会長に対し貸付契約の承継を申し出ることができる。
    - ア 当該配偶者が従来借受人と同居していたこと。
    - イ 当該配偶者が本件不動産を単独で相続し、及び本件不動産に係る所有権移転登記をしていること。
    - ウ 当該配偶者が本件不動産に引き続いて居住する予定であること。
    - エ 借受人に係る貸付元利金が、2の規定に基づく本件土地の再評価による評価額により算定した貸付限度額に達していないこと。
  - 2 社協会長は、貸付契約の承継の申出があつたときは、本件土地の再評価を行うものとする。
  - 3 貸付契約の承継に当たつては、配偶者は、(8)の規定の例により、償還の担保措置を講じるものとする。
- (12) 償還金の支払猶予
- 1 借受人が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人又は連帯保証人の申請に基づき借受人又は連帯保証人に対し償還金の支払を猶予することができる。
  - 2 借受人が死亡した場合であつて、その配偶者から承継の申出があつたときは、貸付契約の承継の決定をするまでの間、当該配偶者の申請に基づき償還金の支払を猶予することができる。
  - 3 償還金の支払を猶予した場合であつても、借受人が仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は破産手続開始若しくは再生手続開始(以下「破産手続開始等」という。)の申立てを受け、又は破産手続開始等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、支払の猶予を取り消すことができる。
- (13) 償還金の支払免除
- やむを得ない理由により償還金を支払うことができなくなつたと認められるときは、当該償還金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

3 貸付利子

- (1) 福祉費の貸付金については、連帯保証人を立てる場合にあつては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあつては据置期間経過後年15パーセントとする。

(2) 緊急小口資金及び教育支援資金の貸付金については、無利子とする。

#### 4 貸付けの特例

知事が特に必要と認める場合において貸付金の限度額、償還期間、据置期間及び利率につき特別の定めをしたときは、これによつて貸付けを行うものとする。

#### 5 貸付方法

貸付金の交付は、一括、分割又は月ぎめの方法によるものとする。

#### 6 償還方法

年賦、半年賦又は月賦とする。

#### 7 連帯保証人

(1) 資金の貸付けを受けようとする者（以下この表において「借入申込者」という。）は、原則として連帯保証人1人を立てるものとする。この場合において、資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）又は借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の連帯保証人となることはできない。

(2) (1)の規定にかかわらず、連帯借受人（連帯債務を負担する借受人をいう。）がいるときは、原則として連帯保証人を必要としない。

(3) 連帯保証人は、借受人と別世帯に属する者であつて、原則として県内に居住する者とする。ただし、貸付対象世帯の状況から県内に居住する連帯保証人が得られない場合は、この限りでない。

(4) (1)の規定にかかわらず、緊急小口資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を必要としない。

#### 8 延滞利子

(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元利金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

#### 9 貸付金の償還猶予

(1) 借受人が次のいずれかに該当する場合には、借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の支払を猶予することができる。

ア 借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由のため、定められた償還期限までに貸付元利金を支払うことが著しく困難になつたと認められる場合

イ 教育支援資金に係る貸付金の償還期日において、当該資金の貸付けにより入学又は就学をした者が2の表教育支援資金の項対象経費の欄に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学している場合

(2) 貸付元利金の支払を猶予した場合であつても、借受人が破産手続開始等の申立てを受け、又は破産手続開始等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、支払の猶予を取り消すことができる。

#### 10 償還免除

借受人の死亡その他やむを得ない事由により貸付元利金（延滞利子を含む。）を支払うことができなくなつたと認められるときは、貸付元利金（延滞利子を含む。）の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

#### (14) 費用負担

本件土地の評価（再評価を含む。）担保物権の登記、本件不動産の処分その他の契約費用は、借受人が負担するものとする。

## 別表第3（第2条関係）

## 不動産担保型生活資金の貸付基準

## 1 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 資金の貸付けを受けようとする者（以下この表において「借入申込者」という。）が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合は、当該配偶者と共有している不動産を含む。以下この表において同じ。）に居住している世帯であること。
- (2) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- (3) 借入申込者が所有している居住用不動産に配偶者又は借入申込者若しくは当該配偶者の親以外の同居人がいないこと。
- (4) 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- (5) 借入申込者の属する世帯が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない程度の低所得世帯であること。

## 2 貸付限度額

借入申込者が現に居住している建物及び土地のうち、土地（以下この表において「本件土地」という。）の評価額の7割を標準として社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が定める額とする。ただし、1月当たりの貸付額は、30万円以内とする。

## 3 貸付金の償還期限

4に規定する据置期間の終了時とする。

## 4 貸付金の据置期間

資金の貸付けに係る契約（以下この表において「貸付契約」という。）の終了後3月以内とする。

## 5 貸付利率

- (1) 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。
- (2) 貸付利率は、年度ごとに、年3パーセント又は当該年度の4月1日（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）における銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定める率とする。

## 6 貸付けの特例

知事が特に必要と認める場合において貸付限度額、償還期限、据置期間及び貸付利率につき特別の定めをしたときは、これによつて貸付けを行うものとする。

## 7 貸付方法

貸付金を交付する期間は、貸付元金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）が貸付限度額に達するまでの期間とし、原則として3月ごとに交付する。

## 8 延滞利子

- (1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

## 別表第3（第2条関係）

## 離職者支援資金の貸付基準

## (1) 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、生計中心者の失業により生計の維持が困難となつた世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- ア 当該生計中心者が就労することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること。
  - イ 当該生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること。
  - ウ 当該生計中心者が離職の日から2年（特別の場合は、3年）を超えていないこと。
  - エ 当該生計中心者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による求職者給付（同法第10条第3項に規定するものを除く。）を受給中でないこと。
- (2) 貸付期間  
貸付けを希望する月から12月以内の期間とする。ただし、生計中心者が就職した場合には、当該就職した日の属する月の翌々月以降は、貸付けを行わないものとする。
- (3) 貸付限度額  
月額20万円とする。ただし、単身世帯にあつては、月額10万円とする。

## (4) 貸付方法

原則として毎月交付する。

## (5) 貸付金の償還期限

据置期間経過後7年以内とする。

## (6) 据置期間

貸付期間終了後12月以内とする。

## (7) 償還方法月賦とする。

## (8) 貸付利率

据置期間経過後年3パーセントとする。

## (9) 延滞利子

- 1 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに償還金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌月の初日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 1により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

- (10) 償還金の支払猶予借受人が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人の申請に基づき借受人に対し償還金の支払を猶予することができる。この場合において、猶予された期間に係る貸付金の利子は、徴収しないものとする。

## (11) 償還金の支払免除

借受人の死亡その他やむを得ない事情により償還金を支払うことができなくなつたと認められるときは、当該償還金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

## (12) 連帯保証人

1 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を立てるものとする。ただし、借入れの予定総額が120万円を超える場合であつて、連帯保証人になろうとする者が次のいずれにも該当するときは、2人とする。この場合においては、原則として他の借受人の連帯保証人となつている者を連帯保証人とすることはできない。

(2) (1)の規定により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

#### 9 貸付金の償還猶予

(1) 借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由のため、定められた償還期限までに貸付元利金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の支払を猶予することができる。

(2) 借受人が死亡した場合であつて、その配偶者から承継の申出があつたときは、貸付契約の承継を決定するまでの間、当該配偶者の申請に基づき貸付元利金の支払を猶予することができる。

(3) 貸付元利金の支払を猶予した場合であつても、借受人が破産手続開始等の申立てを受け、又は破産手続開始等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、支払の猶予を取り消すことができる。

#### 10 償還免除

借受人の死亡その他やむを得ない事由により貸付元利金（延滞利子を含む。）を支払うことができなくなつたと認められるときは、貸付元利金（延滞利子を含む。）の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

#### 11 償還の担保措置

(1) 借入申込者は、社会福祉協議会のために、その所有している居住用不動産に根抵当権を設定し、登記をするものとする。

(2) 借入申込者は、その所有している居住用不動産に関し代物弁済の予約に応じ、所有権移転請求権保全のための仮登記をするものとする。

(3) 借入申込者は、その推定相続人（借入申込者の相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下この表において同じ。）の中から連帯保証人1人を立てるものとする。

(4) 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担する。

(5) 連帯保証人の責任は、借入申込者が居住用不動産に設定した根抵当権の極度額を限度とする。

(6) 借入申込者は、貸付契約を締結することに関し、その連帯保証人以外の推定相続人の同意を得よう努めるものとする。契約期間中に借受人に新たな推定相続人が生じた場合も、同様とする。

#### 12 土地の再評価

(1) 社協会長は、単位期間ごとに本件土地の再評価を行うものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、社協会長は、滅失、損壊その他の事由によつて本件土地の価値が著しく減少したおそれがあると認めるときは、本件土地の再評価を行うものとする。

(3) 社協会長は、(1)又は(2)の規定により本件土地の再評価を行つた場合において、必要があると認めるときは、借受人に対し、貸付限度額の変更を求めるものとする。

#### 13 契約の終了

貸付契約は、次のいずれかに該当したときに終了するものとする。ただし、14の規定に基づく貸付契約の承継が行われた場合は、この限りでない。

(1) 借受人（連帯債務を負担する借受人（以下この表において「連帯借受人」という。）がいる場合は、借受人及び連帯借受人）が死亡したとき。

(2) 社協会長が貸付契約を解約したとき。

(3) 借受人が貸付契約を解約したとき。

#### 14 貸付契約の承継

(1) 借受人が死亡した場合であつて、次のいずれにも該当するときは、借受人の配偶者は、社協会長と貸付金の承継に係る契約を締結し、貸付契約の承継を行うことができる。

ア 地方税法の規定による道府県民税若しくは都民税（利子割を除く。）又は市町村民税若しくは特別区民税が課されていないとき。

イ 不動産を所有していないとき。

2 連帯保証人は、借受人と別世帯に属する者であつて、県内に居住する者とする。ただし、貸付対象世帯の状況から県内に居住する連帯保証人が得られない場合には、社協会長が債権管理等に支障がないと判断する場合に限り、県内に居住していない者を連帯保証人とすることができる。

ア 原則として配偶者が従来借受人と同居していたこと。

イ 配偶者が居住用不動産を単独で相続し、及び当該居住用不動産に係る所有権移転登記をしていること。

ウ 原則として配偶者が居住用不動産に引き続いて居住する予定であること。

エ 借受人に係る貸付元利金が、(2)の規定に基づく本件土地の再評価による評価額により算定した貸付限度額に達していないこと。

(2) 社協会長は、貸付契約の承継の申出があつたときは、本件土地の再評価を行うものとする。

(3) 貸付契約の承継に当たっては、配偶者は、11の規定の例により、償還の担保措置を講じるものとする。

#### 15 費用負担

本件土地の評価（再評価を含む。）担保物件の登記、居住用不動産の処分その他の契約費用は、借受人が負担するものとする。

#### 別表第4（第2条関係）

##### 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付基準

#### 1 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 資金の貸付けを受けようとする者（以下この表において「借入申込者」という。）が単独でおおむね500万円以上の資産価値の居住用不動産（借入申込者の配偶者と連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。以下この表において同じ。）を所有していること。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

#### 2 省略

#### 3 省略

#### 4 省略

#### 5 貸付元利金の償還期限

6に規定する据置期間

の終了時とする。

#### 6 貸付金の据置期間

資金の貸付けに係る契約（以下この表において「貸付契約」という。）の終了後3月以内とする。

#### 7 貸付利子

(1) 省略

(2) 省略

#### 8 貸付けの特例

知事が特に必要と認める場合において貸付限度額、償還期限、据置期間及び貸付利率につき特別の定めをしたときは、これによつて貸付けを行うものとする。

#### 9 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として測定しないことができる。

#### 別表第4（第2条関係）

##### 要保護世帯向け長期生活支援資金の貸付基準

#### (1) 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 資金の貸付けを受けようとする者（以下この表において「借入申込者」という。）が単独でおおむね500万円以上の資産価値の居住用不動産（借入申込者の配偶者と連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む \_\_\_\_\_。）を所有していること。

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

#### (2) 省略

#### (3) 省略

#### (4) 省略

#### (5) 貸付元利金の償還期限

資金の貸付けに係る契約（以下この表において「貸付契約」という。）の終了時とする。

#### (6) 貸付利子

1 省略

2 省略

#### (7) 延滞利子

1 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに償還金 \_\_\_\_\_ を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わない \_\_\_\_\_ ことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるとき、及び償還のためにする本件不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

2 1 \_\_\_\_\_ により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として測定しないことができる。

## 10 償還の担保措置

(1) 省略

(2) 省略

## 11 省略

## 12 不動産の再評価

(1) 省略

(2) (1)の規定にかかわらず、社協会長は、滅失、損壊その他の事由によつて本件不動産の価値が著しく減少したおそれがあると認めるときは、本件不動産の再評価を行うものとする。

(3) 社協会長は、(1)又は(2)の規定により本件不動産の再評価を行った場合において、必要があると認めるときは、借受人に対し貸付限度額の変更を求めるとともに、保護の実施機関に通知するものとする。

## 13 契約の終了

(1) 貸付契約は、次のいずれかの事由が生じた場合に終了するものとする。ただし、アについては、14の規定に基づく貸付契約の承継が行われた場合は、この限りでない。

ア 借受人（連帯債務を負担する借受人（以下この表において「連帯借受人」という。）がいる場合は、借受人及び連帯借受人）が死亡したとき。

イ・ウ 省略

(2) 省略

## 14 貸付契約の承継

(1) 借受人が死亡した場合であつて、次のいずれにも該当するときは、借受人の配偶者は、社協会長と貸付金の承継に係る契約を締結し、貸付契約の承継を行う \_\_\_\_\_ ことができる。

ア 省略

イ 配偶者が居住用不動産を単独で相続し、かつ、登記していること。

ウ 原則として配偶者が居住用不動産に引き続いて居住する予定であること。

エ 借受人に係る貸付元金金が、(2)の規定に基づく本件不動産の再評価により算定した貸付限度額に達していないこと。

(2) 省略

(3) 社協会長は、貸付契約の承継を決定したときは、当該承継申出者及び \_\_\_\_\_ 保護の実施機関に通知するものとする。

## 15 貸付金の償還猶予

(1) 借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由のため、定められた償還期限までに貸付元金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人の申請に基づき借受人に対し貸付元金の支払を猶予することができる。

(2) 借受人が死亡した場合であつて、その配偶者から承継の申出があつたときは、貸付契約の承継を決定するまでの間、当該配偶者の申請に基づき貸付元金の支払を猶予することができる。

(3) 貸付元金の支払を猶予した場合であつても、借受人が破産手続開始等の申立てを受け、又は破産手続開始等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、支払の猶予を取り消すことができる。

## 16 償還免除

借受人の死亡その他やむを得ない事由により貸付元金（延滞利子を含む。）を支払うことができなくなつたと認められるときは、貸付元金（延滞利子を含む。）の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

## (8) 償還の担保措置

1 省略

2 省略

## (9) 省略

## (10) 不動産の再評価

1 省略

2 1 \_\_\_\_\_ にかかわらず、社協会長は、滅失、損壊その他の事由によつて本件不動産の価値が著しく減少したおそれがあると認めるときは、本件不動産の再評価を行うものとする。

3 社協会長は、 \_\_\_\_\_ 本件不動産の再評価を行った場合において、必要があると認めるときは、借受人に対し貸付限度額の変更を求めるとともに、保護の実施機関に通知するものとする。

## (11) 契約の終了

1 貸付契約は、次のいずれかの事由が生じた場合に終了する \_\_\_\_\_。ただし、アについては、(12)の規定に基づく貸付契約の承継が行われた場合は、この限りでない。

ア 借受人（連帯借受人 \_\_\_\_\_ がいる場合は、借受人及び連帯借受人）が死亡したとき。

イ・ウ 省略

2 省略

## (12) 貸付契約の承継

1 借受人が死亡した場合であつて、次のいずれにも該当するときは、借受人の配偶者は、借受人の死亡後3月以内に限り、保護の実施機関に届け出た上で社協会長に対し貸付契約の承継を申し出ることができる。

ア 省略

イ 配偶者が本件不動産を単独で相続し、かつ、登記していること。

ウ 原則として配偶者が本件不動産に引き続いて居住する予定であること。

エ 借受人に係る貸付元金金が、2 \_\_\_\_\_ に基づく本件不動産の再評価により算定した貸付限度額に達していないこと。

2 省略

3 社協会長は、貸付契約の承継を決定したときは、当該申出をした配偶者と貸付契約の承継に係る契約を締結し、保護の実施機関に通知するものとする。

## (13) 償還金の支払猶予

1 借受人 \_\_\_\_\_ が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに償還金 \_\_\_\_\_ を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人の申請に基づき借受人に対し償還金 \_\_\_\_\_ の支払を猶予することができる。

2 借受人が死亡した場合であつて、その配偶者から承継の申出があつたときは、貸付契約の承継を決定するまでの間、当該配偶者の申請に基づき償還金 \_\_\_\_\_ の支払を猶予することができる。

3 償還金 \_\_\_\_\_ の支払を猶予した場合であつても、借受人が破産手続開始等の申立てを受け、又は破産手続開始等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、支払の猶予を取り消すことができる。

## (14) 償還金の支払免除

\_\_\_\_\_ やむを得ない理由により償還金 \_\_\_\_\_ を支払うことができなくなつたと認められるときは、当該償還金 \_\_\_\_\_ の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

17 費用負担

本件不動産の評価（再評価を除く。）担保物件の登記（変更登記を除く。）に係る費用は保護の実施機関が負担するものとし、再評価に係る不動産の評価、担保物権の変更登記、居住用不動産の処分その他の貸付契約に係る費用は社会福祉協議会が負担するものとする。

(15) 費用負担

本件不動産の評価（再評価を除く。）担保物件の登記（変更登記を除く。）に係る費用は保護の実施機関が負担するものとし、再評価に係る不動産の評価、担保物権の変更登記、本件不動産の処分その他の貸付契約に係る費用は社会福祉協議会が負担するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の規定は、平成21年10月1日から適用する。

3 平成21年10月1日前に貸付決定された更生資金、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金、自立支援対応資金、長期生活支援資金、離職者支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第193号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第7項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第7項の規定により、指定養育医療機関から次のとおりその指定を辞退する旨の申出があった。

平成22年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 号	開 設 者	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
6	愛 媛 県	愛媛県立三島病院	四国中央市中之庄町1684-2	平成22年3月31日

○愛媛県告示第194号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町、北宇和郡鬼北町及び北宇和郡松野町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成22年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成22年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域	対 象 と なる 特 定 計 量 器
平成22年午前11時から 4月7日午後3時まで	三崎公民館	伊 方 町	非自動はかり (計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。)分銅 定量おもり 定量増おもり
" 8日午前11時から 午後3時まで	瀬戸町民センター		
" 9日午前10時30分から 午前11時30分まで	伊方町役場 町見出張所		
" 9日午後1時から 午後3時まで	伊方町中央公民館		
" 13日午前10時30分から 午後3時まで	八幡浜市役所 保内庁舎	八 幡 浜 市	
" 14日午前10時30分から 午前11時30分まで	J A 西宇和 川上共選場		
" 14日午後1時から 午後3時まで	J A 西宇和 真穴共選場		
" 15日午前10時30分から 午前11時30分まで	千丈地区公民館		

" 15日午後1時から 午後3時まで	神山地区公民館	宇 和 島 市
" 16日午前10時30分から 午後3時まで	八幡浜市 総合福祉文化センター	
" 19日午前10時30分から 午前11時30分まで	八幡浜市役所 日土出張所	
" 19日午後1時から 午後3時まで	八幡浜市役所 八幡浜庁舎	
" 20日午前10時30分から 午後3時まで	八幡浜市役所 八幡浜庁舎	
5月10日午前10時30分から 午後3時まで	宇和島市役所 三間支所	
" 11日午前10時30分から 午前12時まで	J A えひめ南 玉津支所	
" 11日午後1時30分から 午後3時まで	J A えひめ南 奥南支所	
" 12日午前10時30分から 午後3時まで	吉田公民館	
" 13日午前10時30分から 午前11時30分まで	津島町商工会	
" 13日午後1時から 午後3時まで	岩松公民館	松 野 町
" 14日午前10時から 午前11時まで	御横公民館	
" 14日午後1時から 午後2時30分まで	下灘公民館	
" 17日午前10時30分から 午後3時まで	市立勤労青少年ホーム	
" 18日午前10時30分から 午後3時まで	市立図書館	
" 19日午前11時から 午前12時まで	J A えひめ南 下波支所	
" 19日午後2時から 午後3時30分まで	宇和島市役所 宇和海支所	
" 20日午前10時から 午前11時まで	定期船待合所 (日振島ポケットパーク)	
" 20日午後1時から 午後2時まで	J A えひめ南 宇和海第二支所	
" 20日午後2時30分から 午後3時30分まで	J A えひめ南 嘉島出張所	
" 21日午前10時から 午前11時まで	J A えひめ南 九島支所	鬼 北 町
" 21日午後2時から 午後3時30分まで	J A えひめ南 来村支所	
" 24日午前10時30分から 午後3時まで	宇和島市役所	
" 25日午前10時30分から 午後3時まで	宇和島市役所	
6月7日午前11時から 午後3時まで	松野町 山村開発町民センター	
" 8日午前11時から 午後2時30分まで	鬼北町役場 日吉支所	
" 9日午前11時から 午後3時まで	中央公民館	



株式会社オールインワン本社工場 香川県東かがわ市 三本松2123番地	東宇和農業協同組合 野村物流センター 愛媛県西予市野村町 阿 下 6 号 142 - 1	NEW 育成16	21 ・ 9	27.1	3.3	0.82	0.43	6.4	6.0	-	-	-	-	-	-
J A 西日本くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下 津字向山381番地	同左	ニューコスモプロ仕上U	21 ・ 12	29.2	6.6	0.74	0.51	3.6	4.9	-	-	-	-	-	-
J A 西日本くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下 津字向山381番地	同左	マタニティ72Mプラス	21 ・ 12	22.7	2.7	0.80	0.61	5.9	5.4	-	-	-	-	-	-

注 1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第196号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
三崎区域（三崎漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により、はえ縄を使用して営む漁業

○愛媛県告示第197号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 2月23日

伯方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲535番18から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙192番19までの地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D・L・+3.72メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市伯方町木浦字池ノ奥乙316番1、国土地理院「木浦」三等三角点）は、北緯34度12分35.4416秒、東経133度07分03.6345秒の地点

1点は、基点から真北135度23分18秒450.24メートルの地点

2点は、1点から真北237度26分43秒15.12メートルの地点

3点は、2点から真北237度27分37秒20.43メートルの地点

4点は、3点から真北327度55分34秒1.68メートルの地点

5点は、4点から真北237度26分01秒7.06メートルの地点

6点は、5点から真北327度37分27秒11.75メートルの地点

7点は、6点から真北238度51分40秒0.62メートルの地点

8点は、7点から真北327度32分26秒2.63メートルの地点

(3) 面積

1 工区 624.56平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年 7月 7日 愛媛県指令21港第237号

4 しゅん功認可年月日

平成22年 2月23日

○愛媛県告示第198号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 公共測量（デジタルオルソ作成）

2 作業期間 平成22年 2月24日から  
平成22年 7月30日まで

3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第199号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

基本測量（電子基準点付属標取付観測）  
 2 作業期間 平成21年 9月 1日から  
 平成21年12月28日まで  
 3 作業地域 西条市（成果不整合地域における基準点改測）  
 宇和島市（電子基準点付属標取付観測）

○愛媛県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市道後北代1265番 8 から 同市道後北代1270番 1 地先まで	平成22年 2月23日
"	"	松山市道後北代1276番12から 同市道後北代1276番 9 まで	平成22年 2月23日
"	"	松山市道後北代1280番 5 から 同市道後北代1280番 6 まで	平成22年 2月23日
"	"	松山市道後北代 3 番13	平成22年 2月23日

○愛媛県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷775番 2 から 同町大谷279番 2 まで	平成22年 2月23日

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第32条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定無形民俗文化財に指定する。

平成22年 2月23日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

指定する無形民俗文化財

名 称	所 在 地	保 護 団 体
藤縄神楽	大洲市柳沢	藤縄神楽保存会

正 誤

○正 誤

平成22年 2月12日付け第2140号愛媛県告示第163号（土地区画整理組合の設立の認可）中

ページ	箇 所	誤	正
100	右欄 下から17行目	第14号第1項	第14条第1項

○正 誤

平成22年 2月16日付け第2141号愛媛県告示第171号（解除予定保安林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
107	左欄 上から14行目	東温市山之内字竹内乙 389の1・乙390の1・ 乙391から乙401	東温市山之内字竹谷乙 389の1・乙390の1・ 乙391から乙401まで